

令和3年1月21日

令和3年1月

茨木市農業委員会定例会議事録

茨木市農業委員会

茨木市農業委員会定例会議事録

1 開催日時 令和3年1月21日(木) 午後1時30分～2時10分

2 開催場所 茨木市役所 南館8階中会議室

3 出席委員(13人)

会長	3番	小濱	邦臣		
委員	1番	森	善隆	2番	南野 悟
	4番	吉田	好	5番	大川 智恵子
	6番	矢頭	周	7番	西ノ坊 嘉治
	9番	中西	壽男	10番	大西 清一
	11番	宮本	正裕	12番	吉田 公俊
	13番	久保	睦子	14番	中野 稔

4 欠席委員(1人)

副会長 8番 中村 正治

5 農業委員会事務局職員(4人)

事務局長	梶 日出男	事務局次長	青木 基史
事務局長代理	松下 伸弘	職員	西本 由香

6 説明者

茨木市石河土地改良区事務局参事 上田 輝雄

7 議事録署名委員

1番 森 善隆 2番 南野 悟

8 議事日程

(1) 一般事務に関する報告

(2) 議事録署名委員の指名

(3) 付議案件

議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出(専決処理分)

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出(専決処理分)

報告第3号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認

9 会議の概要

議 長

それでは、ただ今から、令和3年1月定例会を開会いたします。
現在の出席委員は、13人でありますので、会議は成立いたしております。
なお中村副会長は、事前に欠席の連絡をいただいております。

議 長

それでは議事日程に従い、順次進めてまいります。
始めに、一般事務に関する報告でございますが、お手元の資料のとおりでございますので後程、お目通しをいただきたいと思います。

議 長

次に、議事録署名委員の指名を行います。
慣例によりまして、私からご指名申し上げてもご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、議席番号1番、森 善隆委員、並びに、議席番号2番、
南野 悟委員をご指名申し上げます。

議 長

これより、付議案件の審議を行います。
議案第1号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用
集積計画、利用権設定、47件を議題と致します。
議事の進行上、まず1項目から4項目について、審議いたします。
申請内容につきまして、事務局の説明を求めます。
事務局次長、青木君。

事務局

議案第1号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用
集積計画、利用権設定、47件、208筆、134,845.37㎡について、
茨木市長から農業委員会会長あて、利用集積計画を定めるに当たり、審査依頼が
あったものでございます。

まず、1項目から4項目について説明いたします。

内容でございますが、1項目の権利関係は賃借権、5年の再設定、2項目及び
3項目の権利関係は賃借権、5年の新規設定、4項目の権利関係は使用貸借権、
5年の新規設定となっております。

借り手は、いずれも農地を効率的に利用し、必要な農作業に常時従事すると見

込まれます。

いずれの案件も、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

ご意見ご質問等がありましたらお願いします。

(「なし」の声あり。)

議 長

ご意見等がございませんので、質疑を打ち切りましてもご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮り致します。

議案第1号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定、3件につきましては、適当と認め許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、左様決定致します。

議 長

次に、5項目から208項目について、審議いたします。

なお中西委員につきましては、農業委員会等に関する法律第31条、委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないと規定されており、議事参与の制限に該当いたしますので、審議の間、暫時退室をお願いします。

(中西委員、退室)

議 長

審議に先立ちまして、本件につきましては、茨木市石河土地改良区が事業主体

となって進めている事業の関連でありますことから、土地改良事業の概要につきまして説明を受けたいと存じます。

事前に茨木市石河土地改良区事務局職員の出席を求めていますので、事業概要につきまして、説明を求めます。

茨木市石河土地改良区事務局、上田参事。

茨木市石河土地改良区事務局

茨木市農とみどり推進課に所属をしておりますけれども、茨木市石河土地改良区事務局職員も兼務しておりますので、私の方から、石河土地改良区事務局として、説明させていただきたいと思っております。

まずお手元の資料の確認をお願いしたいと思います。こちらから資料を3枚用意しております。大岩地区位置図、茨木市石河土地改良区利用権等意向図及び従前地図の3点が、説明のために用意させていただいた資料になります。

まず、位置図をご覧ください。ここに、今回議題に上げております大岩地区の位置を示しております。

場所としては、新名神高速道路の南側にありまして、千提寺インターから降りてすぐの所になります。その大岩地区の南側は、彩都中央と東地区と言われているところでありまして、大岩地区の南側にはユニクロの倉庫があるところです。また大鵬製薬の工場が建っている、その辺りになります。

大岩地区は西側には茨木摂津線、東側の方には茨木亀岡線と、交通の便の良いところに位置しております。そこの一体的な農地として、今回活用していく上でこの議案を出させていただいているところです。

事業や経過、地元の関係について少し説明させていただきます。

事業については、安威川ダム建設事業の残土処分のために、この大岩の圃場を21.7ヘクタールに残土を搬入するものでございます。盛土の工事になりまして、盛土の造成後に上面の圃場を田畑として整備することを目的として行っております。こちらの事業は、土地改良法という法律に基づき事業を行っておりまして地元の方が、現在私が兼務しております茨木市石河土地改良区を設立しまして、府・市が特に運営を支援しており、その一つがこの人的な支援です。

経過としましては平成19年、2007年より残土処分工事を開始しております。平成29年に9割以上の盛土を完成しております。その後上面整備工事を開始して、令和2年度中に工事を完了する予定です。3月末をもって、概ね工事完了を予定しております。

地元の方につきましては、令和3年春の営農再開に向けて、茨木市石河土地改良区において、営農再開に向けた検討会を実施しているところです。営農再開に向けた動きをもう少し詳しく述べさせていただきますと、平成28年12月から平成31年4月、2年半かけて、地元の方で20回の会議を開催して、法人を創るという方向性を見出しました。その後、令和元年5月から令和2年5月までかけて18回ほど、地元の会議を開催し、農事組合法人を設立するという方向で営

農再開をするということ、地元の方で決定しております。

令和2年6月に設立総会、定款や事業計画を定めて、令和2年7月に法人登記を完了しております。農事組合法人茨木おおいわという法人名で現在、法人登記をされているということです。石河土地改良区の組合員39名のうち35名が法人に参加して、今後運用していくことになっております。

続きまして、こちら2枚の図面を並べてご覧ください。

一つは利用権等設定意向図、もう一つは従前図、となっております。なお現地は、既に従前図と書いていない方の、意向図で整備されております。よく見ていただくと、従前図は整備前なので曲線が多くて、色々なところが入り乱れている感じです。現在は整備が終わっていますので、綺麗なラインが入った農地になっており、こちらで営農再開することになります。ただ事業としては、今年度工事は概ね終わるという予定であって、この後に換地処分という権利の整理を行っていきます。ただ、この処分が終わるのが、令和4年から令和5年になるという予定になっています。事業の完了は令和4年から、この換地処分をもって完了という形になります。今回の農用地利用集積計画は、土地の権利がまだ処分が終わっていない従前地のままでありますので、権利の設定自体の図面は従前地の形で立てることになります。そのため、地目の中に宅地や山林などが含まれています。これは事業上換地処分が行われるときには、田や畑として換地されます。ですので、換地後は農地としての扱いになります。

改良区としましては、令和3年4月1日付けで一時利用の指定、農地として一時的に換地処分まで待たずに、令和3年4月1日から利用しても良いですということ、土地改良法に基づいて指定をします。そういう形で、事業としては進んでいるところであります。

もう一度図面をご覧ください。緑の部分が今回、利用集積計画を立てている農地になります。今回は、みどり公社が借り受けることになっておりますが、最終的には先ほど説明しました、農事組合法人茨木おおいわが一括して借りる予定になっております。この図面に書いてある白いところについては、個人で営農される土地になっております。赤、紫、オレンジ色がありますけど、これらは基本的には農地以外です。農地は白と緑です。その緑の部分は法人が借り受けて35人の組合員で今後運営していくという方針であります。

説明は以上でございます。

議 長

続きまして、申請内容について事務局の説明を求めます。

事務局次長、青木君。

事務局

続きまして、5項目から208項目について説明いたします。

権利関係はいずれも賃借権、10年の新規設定となっております。

借り手は農地中間管理機構であることから、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

本件に関しまして、ご意見ご質問等がありましたらお願いします。

なお、石河土地改良区の事業全般に渡る内容や本件以外のご質問につきまして、本件審議終了後、別途時間を設けたいと存じます。

議 長

矢頭委員。

矢頭委員

従前図と意向図を示されていて、現時点では意向図の状態になっていると説明がありました。

基本的にこの利用権設定の段階で、地目が宅地や山林、原野というように混ざっていますが、これを全般的に農地にするという変更は、この時点では出来ないのですか。

議 長

これは土地改良法に基づいて実施されております。今は一時利用ということですから、まだ換地処分が終わっておりません。先ほど説明もあったと思うのですが、換地処分につきましては令和4年か令和5年となっております。その時点で全部農地になります。ですから従前地で現状が農地の形状になっておりますので、それについての利用権設定ということでもあります。

議 長

矢頭委員。

矢頭委員

実際は従前地の地図になっているのですか。

意向図の形ではないのですか。

議 長

実際は意向図の状態になっています。ですから、これでもう貼り付けをする、令和3年4月から一時利用開始のための法人を設立されて、大方この緑の部分を法人が最終的には借り受けて、農地利用を再開するという内容であります。

議 長
矢頭委員。

矢頭委員

これは10年間の利用権設定なっていますね。その10年間の間に全部地目変更もされるということですか。

議 長

地目変更につきましては、土地改良事業の換地処分という形で、令和4年から令和5年には完了いたします。

その時、新たにこの意向図に基づいた位置と所有者が換地処分で確定するということでございます。今は、従前地での土地の所有者の関係で、この利用権設定をあげておりますので、山林も農地も入っております。そのため筆数も多く、山林も含んで、事業化しているということでもあります。

議 長
矢頭委員。

矢頭委員

その間、地目変更した段階で新たに変更をかけるようなことはしないのですか。

令和4年農地に地目変更した段階では、再度この利用権設定の変更はするのですか。

議 長
茨木市石河土地改良区事務局。

茨木市石河土地改良区事務局

現状は公社との契約は、一時利用地の仮地番が入った状態で契約をしています。これは仮地番なので法務局と相談し、新たな地番が入ります。土地自体の地目や面積、名義、番地自体もすべて変わってしまいます。基本的に換地処分の段階で、そういうのはすべて新たになります。そのためにもう一度契約するということはありません。基本的にはこのままの契約でいきます。現在は計画の形で進めておりますので、面積等が想定外に変わってきた場合は、新たな契約の変更が出てきます。

議 長
矢頭委員。

矢頭委員

現段階のこの状態で、利用権設定について出されていますが。

地目が宅地、原野、山林と、入り混じっている状態で利用権設定の申請が上がっています。それで令和4年から地目変更して全部田になります。そういう変化があるにも関わらず、それ以降の変更申請は必要ではないのかなと疑問に思いました。条件的に違うのではないかなと思います。

議 長

換地処分いたしますと新たな地番で、所有者も新たな区画のところに、自分の従前地の地番から引っ張ってきたところの換地処分ができて、謄本ができます。

すなわち、従前地と新たな地番を併記して、仮地番で何番になります、ということと法務局へ届出します。それが新たな地番と相違なければ、この段階で事務的には新たな謄本による利用権設定ができるということです。

議 長

他にご意見等ございませんでしょうか。

議 長

矢頭委員。

矢頭委員

これは、今はみどり公社になっていますが、将来的には組合がやるということですね。

議 長

茨木市石河土地改良区事務局。

茨木市石河土地改良区事務局

この後に配分計画という貸渡しの手続があります。その時には農業組合法人が受ける契約になります。

議 長

矢頭委員。

矢頭委員

その時点で農業委員会に申請が上がってきますよね。

議 長

茨木市石河土地改良区事務局。

茨木市石河土地改良区事務局

次は、府の手続きになります。

議 長

事務局。

事務局

大阪府がみどり公社と手続に入りまして、府から利用配分計画決定後、農業委員会に通知が届きます。定例会の議案書で報告予定です。

議 長

矢頭委員。

矢頭委員

結果的に報告事項で上がってくるのですね。

議 長

事務局。

事務局

その通りです。

議 長

その他ご意見等ございませんでしょうか。

議 長

大川委員。

大川委員

今日この書類を拝見したときに、何が起こったのかなと思いました。

車を走らせていると一帯が工事をやっているのを拝見したので、あそこがこうなったのだなということは、想像がついたのですけれど。

願わくはですけれど、平成28年から平成30年まで20回の打合せと、その後令和元年から18回の打合せを、地域とやられているということですので、1回か2回でも会議の内容を農業委員会でもお知らせしていただくことができないものかと思いました。

もう1点は、みどり公社が借り受けて、農事組合法人がこれから運営していくということですが、私はできるだけ地域の農家の方が、受けてやっていただきたいと思っています。農事組合法人の方々ができる見通しはあるのでしょうか。

議 長

茨木市石河土地改良区事務局。

茨木市石河土地改良区事務局

まずお話ししておかないといけないことは、農事組合法人は、地元の農家の集まりです。大岩に住んでいない方もおられますが、中心となっているのは地元の農家の方です。今回法人を改めて創ったのは、各々35人が個々で機械を買って個人で農業するよりも、経済的な面からもせつかく綺麗な農地になった機会ですので、皆で集まって大きな機械を買って助合いながらやりましょうということが始まりです。

今後は、どうやって農業を再開するのかということが課題です。先ほども申し上げたように、平成19年から干支一回り以上かけての工事が始まり、現在休耕しています。ですので営農再開に当たっては、どうしたらいいのかをしっかりと考えないといけなかったのが、再開に向けて会議を続けてきました。

農業委員会との関係性はわかりませんが、地元の会議を農業委員会に逐一報告することはありません。基本的には、地元が地元のために皆で集まってやっていました。地元以外の方は少し入っておられますけれども、あくまでも地元の方々が中心です。

議 長

矢頭委員。

矢頭委員

この白色の部分は個人ということですが、組合員ではないのですか。営農することに個人であっても支障はありませんか。

議 長

茨木市石河土地改良区事務局。

茨木市石河土地改良区事務局

法人は出資金も必要ですし強制的なものではないので、個人でやる方もいますし、個人の農家は農事組合法人には入っていません。ただし土地改良区の組合員ではあります。

法人については、地元の話し合いをして声が多かったため法人ができましたが、少数派の個人で営農する方もおられます。今後も話し合いにより、将来的なことを検討されている方もいます。法人として門戸を閉じているわけではありませんので、今後も話し合いの機会は持つ予定です。

土地改良施設である用水路等の施設は、土地改良区の組合員は普通に使えますので、基本的には営農に支障はありません。

議 長
その他ご意見等ございませんでしょうか。

議 長
中野委員。

中野委員
従前の地図の水路についてですが、計画後は直線の水路になっていますが、
元々の川面を埋め立てて以前より水も入りやすくなっているのですか。

議 長
茨木市石河土地改良区事務局。

茨木市石河土地改良区事務局
その通りです。

議 長
他にご意見等ございませんでしょうか。

議 長
ご意見等ございませんので、質疑を打ち切りましてもご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長
ご異議なしと認め質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画、利用
権設定、44件につきましては、適当と認め承認することにご異議ございません
か。

(「異議なし」の声あり。)

議 長
ご異議なしと認め、左様決定いたします。

(中西委員、自席に戻る)

議 長

それでは、先ほどの石河土地改良区の事業に関して、ご質問をお受けいたしたいと存じます。折角の機会でございますので、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

議 長

大川委員からも質問が出ていましたが。平成28年12月から平成31年4月までに20回ほど、地元で協議等されていたと思うのですがなかなか色々難しくかったと思います。中西委員の方で、苦労話や状況をご紹介いただけたらと思います。

議 長

中西委員。

中西委員

頻繁に関係者の方に集まっていたのが大変でした。午後7時半から等の遅い時間帯で、延々と会議をやっているというようなこともありました。そういう意味では関係者や色々な方に、ご苦労をかけたなというところがございます。

議 長

ありがとうございました。

議 長

他に何かございませんでしょうか。

議 長

大川委員。

大川委員

拝見したところ、土地の仕訳も変わったりしていますし、道路のことや調整等が大変だったのではないかと想像しているのですが、その辺は人との関係など大変ではありませんでしたか。

議 長

中西委員。

中西委員

大変でしたかと言われたら、大変だったと思います。ただまだ、実は春から水稲栽培ということになるのですが、工事が完全に完了しておりません。そういう

状況下で、春の営農再開ということに向けて準備をしてきたということで、大半の農地と所有者の方も、いわゆる今日ご審議いただきました集約という方向で、ご賛同いただけたことが何よりだったかなと思っております。

議 長

ありがとうございました。

それからもう1件。

これから管理していく4月以降に、実際に法人として立ち上げられて、実働というか管理される、従事される方は十分に確保されていますか。どのような状況ですか。

議 長

中西委員。

中西委員

実は最大の懸案が、いわゆるそのようなマンパワーになるかと思えます。

基本的には、農事組合法人の組合員の中でお手伝いするよとおっしゃっていただけの方を中心に、運営をせざるを得ないのですが。今月30日に、ご意向お持ちの方に営農再開に向けた説明会を開催予定です。

議 長

ありがとうございました。

議 長

矢頭委員。

矢頭委員

大岩地区の地権者以外の方も組合員になり、協議の対象になられた方もおられるのですか。

議 長

中西委員。

中西委員

組合員になられた方も、そうでない方もいます。
話合いの度にお越しいただきました。

議 長

他にご意見等ございませんでしょうか。

議 長
矢頭委員。

矢頭委員

現状の田の状態についてですが、場所によっては土をかぶってしまい、営農したいときにすぐに田にならない部分もありますか。

議 長
茨木市石河土地改良区事務局。

茨木市石河土地改良区事務局

整備については、盛り土が10メートル以上の場所もあります。ほ場整備前に昔の地形の表土を仮置きで置いて、最後に土砂を戻して田畑として耕作できるようにするという状況です。

議 長
中西委員。

中西委員

もとの表土は圧倒的に足りません。結局表土になるものを客土しないとイケません。

議 長
他にご質問等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり。)

議 長
他にご質問等ないようでございますので、本件はこの辺で終わりたいと存じます。

議 長
次に報告案件に移ります。
報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出、専決処理分、2件。
以下、報告第3号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認、3件
でございますが、いずれも事務処理要領に基づき処理いたしましたものでございます。
よろしくご了承賜りますようお願いいたします。

議 長

以上、本日の案件はすべて議了致しました。

ここで、今後の行事予定を申し上げます。

まず、編集委員会を2月15日、月曜日、午後1時30分から本館7階会議室で開催いたします。

次に、来月の定例会でございますが2月24日、水曜日、午後1時30分から南館8階特別会議室で開催いたします。

議 長

それでは、これをもちまして、令和3年1月定例会を閉会といたします。

慎重な審議を賜り、誠にありがとうございました。

上記会議の顛末を記録し、茨木市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、ここに署名する。

令和3年1月21日

茨木市農業委員会

議長

(署名済み)

署名委員

(署名済み)

署名委員

(署名済み)
